

(議事録)

土屋会長                   おはようございます。ただいまから令和6年度第5回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、委員の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

賃金指導官               事務局よりご報告いたします。本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名にご出席いただいております。委員定数の3分の2以上が御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議は有効に成立していることをご報告いたします。

土屋会長                   ありがとうございます。本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とし、議事録についても、同運営規程第7条第2項により公開することといたします。

本日傍聴者の方は何名いらっしゃっていますか。

賃金指導官               傍聴者は4名です。

土屋会長                   分かりました。

本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名いたします。公益代表は私が、労働者側は迫委員、使用者側は廣澤委員をお願いいたします。

資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長                   資料1、特定最低賃金の審議についてのガイドラインです。これは令和3年度の全員協議会において、特定最低賃金の審議に関して申合せをされた内容をまとめたものであります。

資料2は特定最低賃金及び労使協定の最低額です。7月、特定最低賃金の改正について申出がありました。改正の申出のあった5つの特定最低賃金について、現行の最低賃金額と併せて、改正の申出書に添付された労使協定の内容を事務局において確認した、事業場内最低賃金の時間額換算で最も低い額を、昨年度分と本年度分を並べて表示しております。

資料は以上でございます。

土屋会長                   資料については、皆様よろしいでしょうか。

それでは、議題に入りたいと思います。議題1は、特定最低賃金改正の必要性の有無についてです。事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

特定最低賃金については、資料1の令和3年度の全員協議会で申合せのあったガイドラインに基づいて、必要性の有無を判断していただいているところです。ガイドラインでは、申出書に添付された労使協定の最低額が当年度と前年度で変動があるかというところを見るとされております。資料2は、その点を判断するためご用意したものです。これらを踏まえてご審議いただきたく、お願いいたします。

土屋会長

それでは、労使の委員の皆様から御意見がありましたらお願いいたします。

先ほど事務局から説明ありましたが、必要性の有無については、令和3年度、今回資料がついておりますが、全員協議会で取りまとめられたガイドラインがございます。事務局の説明内容をガイドラインに当てはめると、5業種全てについて必要性ありの方向で審議することになりますが、このところ県最賃と特定最賃の金額差が小さくなってきています。必要性の有無についての最終的な判断は、県最賃の改定額についての結論が出てからにするのがよいかと考えます。

いかがでしょうか。ですから、結論については、次回か次々回の審議会ですということ。どうぞ。

福田会長代理

すみません、1つだけ。前にも申し上げさせていただいたのですが、実は私が担当している輸送用機器のやつで、とても残念なことが前にありまして、嶋田さんはよく御存じですが、資料の一番右の最低額を上回れないんですよ、改定が。だから、最低額が低いと、上げたくても上げられないという事態があって、実は輸送用機器はそれが起きてしまって、使側がせっかく上げてくださると言っているのに、それも上げられないということがあったものですから、それは注意してくれということは労側に随分、機会あるごとに申し上げてきたつもりですが、今回は輸送用機器は、一番下は出しているのでもいいのですが、これを見て心配なのは自動車小売さん、私の担当ではないので、余計なことかもしれませんが、そういう問題が起きやしないかということが気になるので、少しだけ発言させていただきました。すみません。

土屋会長

審議については、先ほどのとおりでよろしいでしょうか。ただ、この場で御意見等ありましたら、どうぞお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、繰り返しですが、特定最賃の必要性の有無については、県最賃の改正に関する結論が出た後で、最終的な判断をするということを進めていきたいと思っております。

それでは、議題1は以上とさせていただきます、議題2に移りたいと思っております。

議題2はその他ですが、まず、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

事務局からは何かありますでしょうか。

賃金室長

前回、安藤委員から特定最賃の意見募集の根拠条文は何かというご質問があり、即答できなくて申し訳なかったのですが、根拠条文は最低賃金法第25条第6項でございます。条文は、「最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」という規定がございます。この規定に基づいて意見募集をしたということでもあります。

事務局からは以上です。

土屋会長

ほかには、どなたかありませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、以上で全ての議題が終了となりました。

次回の第6回埼玉地方最低賃金審議会は、8月1日、明日9時30分からの第5回専門部会終了後に実施する予定であります。以上で第5回本審を終了いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —